

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定（案）

平成22年1月28日（木）に当環境審議会第2部会において審議した概要は、次のとおりでした。

日橋川等の8河川及び東山ダム貯水池の1湖沼について、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に基づき、下表のとおり水域類型等を指定することが適当である。

水域の名称	水域類型	達成期間	環境基準点の名称
日橋川 (金川発電所放流水路 合流点より下流)	河川生物 B	直ちに達成	南大橋
湯川 (東山ダム貯水池を除く)	河川生物 A	直ちに達成	滝見橋
	河川生物 A	直ちに達成	新湯川橋
旧湯川	河川生物 B	直ちに達成	栗ノ宮橋
宮川	河川生物 A	直ちに達成	細工名橋
旧宮川	河川生物 B	直ちに達成	丈助橋
田付川	河川生物 A	直ちに達成	大橋
	河川生物 A	直ちに達成	下川原橋
濁川（濁川橋までの上流）	河川生物 A	直ちに達成	濁川橋
濁川（濁川橋より下流）	河川生物 B	直ちに達成	山崎橋
東山ダム貯水池	湖沼生物 A	直ちに達成	東山ダム サイト
谷田川	河川生物 A	直ちに達成	谷田川橋